

大阪市規則第75号

消防協力者等損害補償条例施行規則の一部を改正する規則

消防協力者等損害補償条例施行規則(昭和62年大阪市規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第2条 条例第5条ただし書の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔(1) 略〕 (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている <u>場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u> 別表第4 (第5条関係) 〔表 別紙2 挿入〕	(休業補償を行わない場合) 第2条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている <u>場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u> 別表第4 (第5条関係) 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の消防協力者等損害補償条例施行規則別表第4の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

[別表第4 別紙1]

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550円</u> を超えるときは、 <u>172,550円</u> ）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>77,890円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>86,280円</u> を超えるときは、 <u>86,280円</u> ）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>38,900円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

[別表第4 別紙2]

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950円</u> を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>88,980円</u> を超えるときは、 <u>88,980円</u> ）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>40,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

(令和6年3月29日揭示済)